

日中危機下中国外交の再選択

—— 国民政府対ソ復交過程の考察 ——

はじめに

一九三一年九月満州事変勃発した時、中国とソ連との国交断絶状態は既に二年二か月にわたっていた。その後、満州事変による日中危機の中、中国国民政府は、日本に對抗するためにソ連と国交を回復し、中ソ連合を結成するのか、或いは、ソ連との軋轢に執着し、ソ連要因の日中紛争への介入を避け、ひいては反ソ反共のために日本との和解に努めるのかという重大な外交再選択に迫られていた。「常識」的想像からでは、それは躊躇なく速やかに前者を選ぶべきとされたが、実際、国民政府は日本と対峙しながら、ソ連に対しては、「連合」どころか、「復交」でさえも満州事変から十五ヶ月後の一九三二年

十二月になってようやく実現させた。

これは何故なのか。

鹿 錫 俊

中国の学界の一般的見方は、一九三〇年代当時では「中ソ接近に対する日本の破壊」をその主要原因としたが、今日でもソ連の「正義」に対する肯定と国民政府の「誤謬」に対する批判が新たに加えられた以外は、基本的には三〇年代の観点を継承している。

しかし、それらは何れも現象の表層に触れただけのものであった。いままで、日本側をも含め、国民政府の対ソ復交の過程を十分実証的に考察したものはまだ見あたらない。

このような研究の現状は、このテーマの有する意義に甚だしく不相応であると考えられる。なぜなら、対ソ復

交を巡る国民政府の外交再選択の過程は、単純な中ソ関係の問題ではなく、日中・日ソ関係の問題でもあり、また、単に国際政治上の問題ではなく、中国の国内政治上の問題でもあった。従って、この「過程」を究明することにより、日中危機の最初の時期に、国民政府はどのような国際的ジレンマと国内的ジレンマにあり、どのようなソ連観・日本観及び国際政治観と国内政治観を持っていたかを認識し得る一方、後の中・日・ソ相互関係の推移と対照するならば、その変遷の因果関係をもさらに理解し得ると考えられる。

この課題自らの複雑性により、分析に当たっては単に国民政府側の対応に限らず、ソ連側の態度、日本側の政策、英米・国際連盟等による国際的影響、国共内戦を中心とする中国国内政治の動向などの問題にも目を配らなければならぬと思われる。

本稿では、台湾で入手した国民政府側の未公開の極秘文書を中心とする中・日・ソ三国の一次史料に依拠し、上記の多角的視点からこの課題の考察を試みたい。

一 「連ソ制日」論の台頭と

中国指導部の黙殺

満州事変五日後の九月二三日に行われた国民党中央執行委員会政治会議に於いて、日本の満州侵略に対抗するため、中国は早急にソ連と国交を回復すべきであるという主張が提出されていた。その理由は、「我々を助けてくれる国はソ連しかない。なぜなら、ソ連は格別中国に好意的な国ではないが、その極東利益は日本と正面から衝突するのであるから、日本は中ソ両国の共通の敵である」というものであった。⁽³⁾

この提議と呼応するように、張学良の東北軍首脳部からも、事変の直後に対ソ復交の要望書が出されている。一方、各地方では青年学生はもちろん、経済実業界に於いても、「連ソ制日」論に傾斜した傾向が台頭した。⁽⁴⁾

しかしながら、九月三〇日、満州事変処理のため新たに創設された国民党中央政治会議特種外交委員会の第一回会議に於いては、上記の「対ソ復交」論や「連ソ制日」論と相反する意見が主流を占めていた。その主要メンバーの発言には、二つの注目すべき点がある。即ち、

第一に、ソ連との国家間関係を国交断絶の非常状態から正常化に戻らせるための「国交回復」と、ソ連と提携または同盟関係を結ぶための「連ソ」とは、始めからはっきり区別されていた。第二に、「連ソ」論に対しては、会議全体は否定的であり、「国交回復」論に対しては、委員の多数は、その対日牽制と、欧米援助を勝ち取るための駆け引きとしての利用価値をある程度認めていても、その即刻実行には消極的であった。⁽⁵⁾

その理由については、会議の議論からは以下の要点を読みとれる。即ち、

一、世界的な反ソ反共のイデオロギーを考慮し、中国指導部は、対ソ接近が中国の頼りである国際連盟と英米らの対中同情を失うことに繋がると判断していた。

二、日中関係が悪化したにも拘わらず、ソ連に対する嫌悪、懐疑と警戒感は依然根強く中国指導部に存在していた一方、対ソ接近が中国共産党に油を注ぎ、「赤化」という内政的危機を更に増強させるのではないかという危機感が強く抱かれていた。

三、中ソ接近に伴う対日刺激を懸念し、それを回避したいと考えられていた。⁽⁶⁾

以上述べた理由のうち、「一」は国際連盟と英米に対する配慮であり、「二」は国内政治に対する配慮であり、「三」は日本に対する配慮であった。

それらを理解するには、国民政府を支配している執政党Ⅱ中国国民党とソ連との軋轢の過去を振り返る必要があると思われる。

中国国民党は、「連ソ容共」政策を六年間にわたって採用したことがあったが、しかし一九二七年四月以後、蒋介石グループとその率いる南京国民政府は、中共の掃滅とソ連の「中国赤化陰謀」の粉砕を、内外政策の急務として推進し始めた。一方、ソ連も、コミンテルン及びその一支部としての中国共産党を通して、蒋介石と南京政権の打倒を「中国革命」の緊要目標として遂行し始めた。それゆえ、双方は激しい敵対状態に入った。

一九二七年十二月、南京国民政府は、中共が起こした「広州暴動」にソ連領事館などが関与したことを根拠に、在華ソ連領事館及びソ連国営商業機関に対する承認を全て撤廃し、その活動を禁止した。⁽⁸⁾ 当時南京政権はまだ一地方政権に過ぎなかったため、この措置の効果は南京政権支配下の若干地域に及んだだけであったが、これを発

端に、中国国民党は政党としての対ソ関係を正式に決裂させた。

一九二八年の第二次北伐戦争の成功により、南京国民政府は中国を代表する中央政府になったが、対ソ関係の悪化は止まらず、翌年の五月には在満州ソ連領事館が「赤化活動」に関与したことを理由に対立が激化し、七月には、中東鉄道利権の回収問題を巡り、双方はついに武力衝突をして、前の政党間関係の決裂に続いて、国家間の外交関係をも断絶してしまった。このいわゆる「中東鉄道事件」を契機に、ソ連は、それを帝国主義列強が国民党政権を利用して発動した「ソ連侵攻」の「始まり」と見なして、「帝国主義の戦争を国内戦争に変えよ」と、中共に指令した。⁽¹⁰⁾これに従って、中共は「ソ連擁護！帝国主義に代わってソ連を侵攻した国民党を打倒！」を旗印に、反国民政府の「ソビエト武装革命」を一層増強した。⁽¹¹⁾よって、国民党と中国共産党との内戦は更に激烈になった。この内政的危機の深化と相まって、中ソ国交断絶以後、中東鉄道問題に関する双方の交渉が行き詰まったまま、国民政府が独立を認めない外蒙古に對するソ連の実質的支配は益々進展し、中ソ間のもう一

つの外交紛争の根源となった。

このように、一九二七年以来、中ソ関係では常に国家主権を巡る外交的危機と中共問題を中心とする内政的危機とがリンクしてきた。このような状況の中で満州事変を迎えただけに、国民政府にとってソ連は文字通りの「両刃の剣」である。確かに、日ソの極東利益が「正面から衝突するのであるから」、中ソ関係の改善は、対日牽制という「利」の面は否定できないが、しかし、この反面、ソ連は中国の依存対象の英米・国際連盟とも対立関係にありながら、中国自身とも内、外両面にわたって敵対しているため、対ソ接近の「害」の面が遥かに「利」の面を越えるのではないかと、国民政府が躊躇を感じても不思議はない。⁽¹²⁾

まさにこの原因で、特種外交委員会第一回会議以後四ヶ月の間、国民党内の各派別は、政府支配権を巡って紛糾していたが、対ソ政策に於いては、ソ連との更なる関係悪化を免れたいながら、「連ソ反対」と「復交消極」という対ソ回避の基本姿勢にはほぼ一致を保っていて、「連ソ制日」論を黙殺し続けた。⁽¹³⁾

二 中国「連ソ」論の復活と

ソ連対中政策の実態

ところで、これまで国民政府に黙殺された「連ソ」論調は、一九三二年二月以後は再び復活しつつあった。その原因は、一月二八日から、日本側は、満州での「満州国」建国運動と相まって、上海でも事変を起こし、中国に大打撃を与えつつあり、これに対して、満州事変と同様、国際連盟と英米は口頭での同情以外に、実質的な中国援助と日本制裁は一切行わなかったからである。日本の新たな中国侵攻にたいする怒り・焦りに、国際連盟と英米にたいする不信感・失望感が加わり、中国の世論は、政府が抑えられないほど変化化した。これについて、当時南京発の「ロイター」電は次のように報道した。

「世界カ日本ノ武力侵略ニ対シ中国ヲ支持セル(ママ)ニ於テハ中国ハ『ソ』ト提携スルノ外無シトノ話過去四個月来中国人一般ノ間ニ行ハレ居リ中国ハ日本ノ武力ニ屈服スルヨリハ寧ロ『コムミュニズム』ト提携スルニ至ラント称セラレ」る。⁽¹⁴⁾

この対日憤懣、対英米失望と対ソ期待の「三者合一」

を背景に、四月に「連ソ」論の復活は一つの高潮に達した。それは孫科の登場である。二四日、彼は、「日本帝國主義と利益が衝突するすべての国家を我が国の友人と認め、それと切実な互恵的連合を行う」という主旨の「抗日救国綱領」を公表し⁽¹⁵⁾、そして、翌日は、新聞記者との談話として、「抗日ノ為ニハ連米並ニ連露政策ヲ採用スヘシ」と、対ソ政策の方向転換を一層明確に唱えた⁽¹⁶⁾。

孫科は、前年の十二月からこの年の一月まで国民政府の行政院長であり、一月二八日に蒋介石・汪兆銘を中心とする新しい政府が成立した後は、立法院院長に転任した。彼の過去の経歴と今の地位、特に「国父」孫文の息子としての特殊な身分は、彼を国民党と国民政府の「特異な大物」にさせていた。このような大物の転向は、この時点の連ソ論の増大を物語っていると同時に、対ソ政策における中国指導部のかつての一致団結は既に亀裂が生じていたことを剥き出しにした。

だが、孫科らはソ連に望みをかけていたが、満州事変後の極東危機に対するソ連の実際の対応は、決して中国に希望を与えるものではなかった。

満州事変後、ソ連は「日本の対華戦争が反ソ戦争への

一步前進である」と見て、かなりの危機感を抱いていたが、対日軍備を増強させる時間を稼ぐため、日中紛争(17)に対しては、早くも「厳格に不干渉の方針を取る」ことを表明した。(18)そして、日本に対しては、ソ連は譲歩的・妥協的であった。日本側の記録を借りて言えば、「満州事変ノ当初『ソビエト』政府ハ中立不干渉ノ方針ナリシモ東支鉄道ニ依ル我軍隊輸送ニ同意を與へ、呼倫貝爾事件ニ際シテハ我居留民ノ救出引揚等ニ多大ノ援助ヲナシタリ。然ルニ『ソビエト』政府ハ右事変ノ進展ニ鑑ミ、昭和六年末帝國政府ニ不侵略条約締結ノ提議ヲナシ爾來機會アル毎ニ右申出ヲ繰返シタル」というありさまであった。(19)

これと対照的に、中国に対しては、ソ連の対応は矛盾に満ちている。それは、一方では、「中国に同情する」、「現情勢を更に困難させる如何なる方法または措置も決して行わない」と表明し、(20)さらに、満州事変に対応するため中ソ両国は早急に国交を回復すべきと國民政府に呼び掛け、一見、中国に友好的であったが、他方では、中東鉄道問題や外蒙古問題という既存の外交懸案を放置したまま、満州事変後二週間足らずの十月一日に、既に中

国新疆省の地方政府と秘密協定を結び、新疆の權益にも手を出した。(22)

のみならず、ソ連対中政策の矛盾を最も露呈させたのは、そのコミンテルンを通して中共に出した指示である。それは、「ソ連を武力防衛する」ための「中国人民の対日抗戦」を要求しながら、内部の団結が外敵抵抗の基本前提であることを無視し、「国民党を打倒することは反帝國主義民族革命戦争勝利の先決条件である」と、中日危機の中でも國民政府を転覆させることを中共の第一目標として再確認していた。(23) これを受けて、左傾路線支配下の中共は、「日本帝國主義及び全ての帝國主義を反対、国民党の南京政府と全ての国民党の派別及び全ての反革命派別を反対」することを、「目下の党の中心任務」と決め、上海などの地方に於いて、一連の極左的策動を行った。(24) その上、上海事変後、中共は「中國革命の時機は成熟した」というコミンテルンの情勢判断に基づき、「まず最初に一省か数省での中國革命の勝利を勝ち取る」という方針を立て、江西、湖南、湖北などの地域で反政府武装闘争を大幅に拡大した。(25) 当然の結果として、國民政府の軍隊は牽制を受け、対日戦に集中できなかつた。

このように、満州事変以後、ソ連は、日本牽制と自国の孤立脱出を図って中国との国交回復を望んでいながら、中国の国家体制と中央政府を敵視し、中国の分裂と混乱を増幅させてきた。故に、中国の抗日戦争を促進するというソ連の主観意図とあへこべに、その実際の政策は中国を助けたどころか、客観的に中国の抗戦を妨害する重大障碍となっていた。このことは、当時の国民政府の対ソ回避政策はそれなりの理由があったことを説明している一方、政府の政策に反対していた「連ソ」論は、二面性があるソ連対中政策の一面しか見ず、片思い的な性格を持っていることをも証明した。

この見方は、単に中国内政に対するソ連の攪乱を根拠とするものではなくて、下記の外交上のソ連対中圧迫の史実にも裏付けられると思う。

三 ソ連対中外交圧迫の加重と

行政院の対ソ復交提議

中国の「連ソ」論調の復活が一九三二年四月に高潮に達したことは既述の通りであったが、皮肉なことに、ソ連の対中外交圧迫の加重は、恰もそれと時期的に重なっ

ていた。

四月十七日、ソ連は、ソ連黒河駐在の中国総領事が抗日の馬占山軍の電報を打電したことを口実に、「満州国」政府に中国総領事の撤廃を請求した。⁽²⁶⁾

二八日、トルコ首相訪ソのため、ソ連政府が盛大な式典を催し、各国人士を招待したが、「中東鉄道事件」を交渉するためモスクワ在駐の中国代表团だけが招待されなかった。⁽²⁷⁾

五月一日、ソ連は伝統的な閲兵式を行ったが、「去年招待を受けた中国代表团のみが無視されてしまった」⁽²⁸⁾。

堪忍袋の緒が切れた中国代表团は、五月二日と四日に連続して国民政府外交部に打電し、「我が代表团は今既にゴミのように扱われてしまった。急いで措置を採らなければ、間もなく追い出される大厄に遭うのである」と苦情を述べた上、「ソ連のこのような態度は、主因が日本を恐れることにあるのであろうが、同時に我が国に復交を迫る意も含まれていると考えられる」として、対ソ復交を早期に実現させることを具申した。⁽²⁹⁾

この時期は、ちょうど上海事変での中国の対日武装抵抗が失敗に終わり、停戦協定が強いられた時期であり、

また、英米と国際連盟の無力さが更に露呈した時期でもあった。このような背景を思い出せば、ソ連の上述のような動きはどれほどの孤独感を中国当局にもたらしてきただかは想像できよう。それゆえ、外交部は、対ソ復交をこれ以上に引き延ばすならばソ連の中国差別は無作法に止まらなと判断して、モスクワからの電報を緊急に行政院に報告し、復交を提案した。⁽³⁰⁾ 行政院は第二九回會議を開いてそれを可決、五月十一日、「第一〇一六号公函」を以て国民党中央政治會議に報告し最後の決定を要請した。⁽³¹⁾

この「第一〇一六号公函」は主として在ソ代表團の電報と外交部の意見を紹介したもので、討議の状況は述べられていなかったが、出席者の一人、実業部部長の陳公博が會議直後に中央政治會議に提出した「意見書」から、行政院が対ソ復交を採決した理由をある程度読みとれよう。それは次の二点にまとめられる。第一は、復交拒否が続けば、ソ連が「満州国」を正式承認するおそれがある。これは「満州国」の地位を強め、日本の勢いを高め、国際的影響が大きいとみられたことである。第二に、前年と違い、アメリカの世論は米ソ国交樹立に傾き始めた

ので、中国はアメリカの趨勢に従う必要があると考えられた。⁽³²⁾

第二節で述べた「連ソ派」の論調を、ここで紹介した行政院側の思惑と比較すれば、次の二つの相違点が浮かび上がってくる。

その第一は、前者は「対ソ復交」と「対ソ連合」を一体化し、連ソ制日を最終目標としていたのであるが、後者の行政院側の「対ソ復交」提議は、「連ソ制日」の動機から出た能動的行為ではなくて、ソ連の外交圧迫による受け身的なもので、目的も消極的であり、「制日」より、とりあえずソ連のこれ以上の「親日疎中」を防止せよという、一時しのぎ的な性格を持っていた。

第二に、行政院の対ソ復交提案にも英米要因に対する考慮が見られるが、「連ソ派」の主張を促した一要因が英米に対する失望感であったのに対し、行政院には失望感というよりある種の「安心感」が作用しているのではないかと考えられる。即ち、「アメリカの世論は米ソ国交樹立に傾き始めた」ので、中国が対ソ復交を実行しても、「英米の同情を失う」という従来の懸念が軽減できるのではないか、ということである。

それでは、この行政院側の復交提議を、国策の最高決定機関である中央政治会議はどう見ていたのか。

四 中央政治会議の「憂慮」と

「不可侵条約締結先行」の決定

「第一〇二六号公函」を受け取った中央政治会議は、先ずそれを同会議の「外交組」に審議させた。五月十九日、「外交組」は「対ソ復交を積極的に準備せよ」と決議したが、しかし、その数日後に提出した「中ソ復交問題方案」は、「積極的」とは裏腹に、これまでの消極的な姿勢を崩していなかった。

それは、劈頭から「中ソ復交」に当たる二つの「憂慮すべきこと」を指摘していた。即ち、

「一、英・米などの国は、或いは未だにソ連と国交を回復していない、或いは使節を交換していても、感情的葛藤は解消されていない。それゆえ、現情勢で中ソ国交を回復するならば、東亜形勢が急変し中国が既にソ連と手を結んだと列国に誤認される恐れがある。その場合には中国に対する同情が失われる」。

「二、中ソ国交を回復するならば、相互援助の発端

には成るが、日本に絶大な疑惑を持たせ、ひいては、日本はソ連が中国に兵器を供給していると宣伝して、それを口実に日ソ衝突を起こすかもしれない。その場合列国は、日本が東亜戦局を拡大するのは中ソの連合挑戦を防止するためである、と信じさせられる」。

続いて、上の「憂慮」を根拠に、「方案」は「対ソ復交は慎重に進めなければいけない」と強調して、次の「具体方法」を提議した。

(一) まず英・米・仏・伊などの国と同時に折衝し、中国政府はソ連と国交を回復しても、それと軍事的または政治的な提携を行う意思は一切持たない、と告げておく。

(二) 内外への誤解を避けるため、「復交」と「容共」は絶対に違うこと、「復交」と「連ソ」は全く無関係であることを、適当に宣伝する。

(三) 復交の形式を採らないで、先ずソ連と不侵略条約を結び、それに従って国交を自然に回復する。

「三」のメリットとして、「方案」は次の三点に要約した。

その一、不侵略条約は、中国の条約締結の目的はただ

ソ連からの侵略を防ぐことであると釈明できる。よって、欧米列国の理解を得やすい。

その二、日ソ間も不可侵条約を交渉する動きがあるの
で、日本に中傷の口実を与えない。

その三、条約の中に関係ある内容を盛り込むことにより、外蒙古などに対する中国の主権を保障しながら、「ソ連の対中共産主義宣伝と陰謀活動」を阻止することに資する。

六月六日、国民党中央政治会議は第三三三回会議を開き、外交組の方案を可決した³⁸⁾。よって、行政院の即時対ソ復交提議は骨抜きにされ、「不可侵条約」の締結を先行させることが、今後の対ソ政策の政府方針として決められた。

国交回復という必要不可欠の第一歩を避けて、国交もない国と先ず「不可侵条約」を結ぶ、この正常の順序と逆行する方針は、「公然の対ソ回避」とも言えるこれまでの基本姿勢がソ連の圧迫により維持できなくなった現在でも、中国の最高指導部はやはりそれを諦めきれず、曖昧な方法を以て、中ソ関係の更なる悪化を逃れながら無条件の復交を避けるという、いわば「変装した対ソ回

避」を試そうという本音を露にした。

このような異例の方針が形成されたのは、いったいどのような要因によるのか。前記の審議の経緯は次のようなポイントを示していると思われる。即ち、

第一に、行政院側の判断と違い、英米と国際連盟がソ連と不倶戴天の敵である以上、中ソ接近と「国際同情」の獲得とは両立しないという見方は、一九三二年六月の時点でも中国の最高国策決定機関の対外政策を大きく制約していた。

第二に、「日ソ衝突」に対する「連ソ」論者の期待感と違い、この六月の時点でも、中国の最高国策決定機関はそれを中国のチャンスと認めず、むしろその副作用、つまり中国領土が戦場にされること、中国側が巻き込まれること、英米の同情が日本に移されることなどを懸念していた。

第三に、ソ連の対中圧迫が強くなったとはいえ、中国の最高国策決定機関は外蒙古などの主権問題に対する執念を捨てず、「ソ連の対中共産主義宣伝と陰謀活動」の阻止に対する固持をも譲りたくない。

以上の各要因は、主として「外交的憂慮」に根源した

ものであったが、実際、この中央政治会議第三二三回会議の前後、国民政府は「内政的憂慮」に対する再検討からも対ソ政策を考え直したのであったが、その結果は前者の方針を更に固めただけであった。

以下これを見てみよう。

五 内政問題の再検討と

「対ソ現状維持」方針の再確認

内政問題に対する国民政府の再検討は、中共問題を中心に、上海事変の教訓に対する反省から出発した。

満州事変と違い、上海事変では、国民政府軍は日本軍と相当規模の戦闘をしていた。この初めての対日抵抗戦争の「実験」を通して、国民政府は、軍事力における日中間の大差、国防の基礎条件における中国の未整備な現状などの問題を目的あたりにしたと同時に、特に中共の行動に深刻なショックを受けた。行政院長の汪兆銘は次のように嘆いた。「一月二八日に事変が勃発した以後、国民は政府がなぜ援軍を上海に派遣しないかと責めてきたが、実際、政府の大部分の軍隊はみんな江西省一帯の共産党に牽制された。例えば、陳誠の第一八軍は贛州で

共産軍と対峙中で、少しも動けなかった。蔣鼎文の第九師は、元々二月二四日に上海に到着できるはずであったが、……移動途中ずっと共産軍の追撃を受けたので、三月五日になってやっと上海に入った⁽³⁹⁾。これは国共内戦を継続しながら対日抗戦を行うことの困難さを指摘したものであったが、国民政府にとって、更に衝撃的であったのは、対日抗戦進行中に、中共が「国難に乗じて国民党を打ち倒そうとし」て、勢力を大きく発展したことであった。⁽⁴⁰⁾

日本の来襲という「外患」と、中共の「ソビエト武装革命」という「内憂」のこの相互助長の過去を回顧して、国民政府指導部は前者を「皮膚の病」と見なした反面、後者を「心腹の禍」と受け止めた。なぜなら、この時の彼らの目には、日本はただ中国の利権を奪いたいだけであつたが、中共は専ら国民政府の打倒や国家体制の転覆やイデオロギーの変質など、中国の根本を潰すことを目標としていたからである。⁽⁴¹⁾

蔣介石は、内憂が外患の元であること、外患克服の前提は内部の統一であることを根拠に、満州事変の前から「安内を先に完成しなければ攘外は成功できない」とい

う「安内攘外」論を提唱したが⁽⁴²⁾、この上海事変に対する「反省」を通して、蔣介石の主張が過去の教訓に裏付けられたと共感された。これを背景に、第三一三回中央政治会議直後の六月中旬より、国民政府の軍、政首脳は廬山で秘密会議を開き、「攘外必先安内」方針を中国の今後の基本国策とすることに一致した⁽⁴³⁾。

この「攘外必先安内」の国策は、中共の掃滅を重点とする「安内工作」を内外政策の最優先事項と定めただけに、中共とソ連の相互関係問題も、当然ながら再検討の対象とされるに至った。その結果、当局者はもちろん、民間からも、四月の「連ソ論」高潮期と真っ向から対抗する世論が浮上した。例えば、六月末湖南省長沙県民の呉仁海はこのような内容の投書を湖南省政府に送った。

「我が国が国難に遭遇した時期、ソ連とコミンテルンは愛国運動に混入し火事場泥棒的な破壊活動をすることを中共に教唆した。これは、ソ連のいわゆる帝国主義反対、弱小民族扶助などの宣伝は全て詐欺にすぎないことを証明した」。

「今度の『外患』は中国の内乱がもたらしたと言えば、中国の内乱の禍根はソ連にあるのではないか。

『明傷』と『暗害』を弁別せずに以夷制夷を図ると、鳩毒を飲んで渴を止めることと同じで、抗日に資するどころか、自滅を加速するだけであろう」。

「対ソ復交は『連ソ容共』と無関係であると言う説もあるが、ソ連は共産党国家であるので、『交ソ』は即ち『交共』である。共産党は国家と人種の境界を認めない。国土相連の中ソが国交を回復すれば、中共の対ソ結託はもっと酷くなるに違いない。それ故、たとえ『連ソ』と『容共』の名義がなくても、その禍の事実は同じではないか⁽⁴⁴⁾」。

この投書に同感した湖南省政府主席の何鍵は、それを国民党中央に報告した上、このように付け加えた。「湖南省で逮捕された中共の首領は、中共の破壊宣伝と赤軍の武器の多数は共産主義のソ連から来たと自供した。……各地の共匪による災害はソ連の指示に根源することは更に明らかになった。中ソ両国の共匪の融合一致とその赤化企図には恐怖を禁じ得ない。我が国は一心掃共方針を定めた以上、対ソ復交は当然許せないことである⁽⁴⁵⁾」。

上の市民投書と何鍵の報告は、「一心掃共」と「対ソ

「復交」の政策的矛盾に関する国民政府内外の一般的な考
え方を代弁したと思われる。このような考え方の下で、
「攘外必先安内」国策を決定した後続けて開いている廬
山会議は、「露国トノ国交回復ハ現ニ慎重審議中ナルモ
未タ其時期ニ達セサルモノト認メラルルニ付当分現状ヲ
維持スル事」と決議した。⁽⁴⁶⁾

前記の中央政治会議の「不侵略条約締結先行」の決定
が、「外交的憂慮」から「変装した対ソ回避方針」を形
成させたとすれば、この廬山会議の「現状維持」決定は、
中共及びそのソ連との「結託」という「内政的憂慮」か
ら、それを一層強化させたと言えよう。

六 日本観の本音と

「対日接近」への転換

ソ連に対する硬直した見方と対照的に、満州事変以来
この廬山会議までの十ヶ月間、国民政府当局者の日本観
の本音には、公の場合での非難や抗議の言葉と違うもの
があった。

その中心は日本の「反陸軍派」に対する期待感である。
さかのぼって見てみよう。

満州事変当初、国民政府当局者は「日本が総がかりで
攻めてくるとは思えなかった」ので、「日本の軍部の挑
発に乗って事件を拡大しては行けない」と判断した上、
日本では軍事・外交・経済等各界が対立中であり、軍人
の不法行動は間もなく穏健派に抑えられるのであろうと
予測した。⁽⁴⁷⁾

二ヶ月後の十一月末、日本は既に国際連盟の第二回の
撤兵決議をも拒否したが、それでも、特種外交委員会
は「現在の日本の外交は完全に軍略に支配されてしまった」
と指摘しながらも、「日本国内の反陸軍政策勢力は弱く
なく、組成部分も極めて多い。今は軍部の挙国一致の威
力に屈服したが、軍部の政策が行き詰まった時、陸軍の
政策に反対する全ての勢力は必ずそれに代わって政権を
担当する。その時中日間は純正の外交に転入し得る」と
判断した。⁽⁴⁸⁾

それよりまた一ヶ月後の十二月末、日本軍はほぼ全満
州を制圧したが、国民党中央政治会議に於いて、日本の
満州出兵はただ既得権益の承認と新しい利益の提供を中
国に要求するだけで、「その本来の目的は我が領土を占
領することではない」という見方はまだ否定されていな

かった。⁽⁴⁹⁾

そして、一九三二年に入った後、中国は上海事変で日本軍の二重の打撃を受け、「満州国」も樹立されたのであったが、日本の「穩健勢力」に対する希望を消さないという傾向は、依然として多くの政府当局者の内心にひそかに残存していた。例えば、「五・一五事件」後の五月一九日、蔣介石はそれに言及した時、「日本の現状は軍人がファシスト党を組織しようとしていることを反映した」と指摘した一方、日本は教育が普及していること、民族性も強いことなどを根拠に、ファシストの独裁政治と共産主義の独裁政治はイタリヤやソ連には成功できたが、日本では成功するはずがなく、日本の軍人は本国の環境と国民の素質を顧みないで強硬政策を實行し中国を侵略しようとしているが、当然失敗するに決まっていると断言した。⁽⁵⁰⁾

この日本側の「自浄能力」に対する期待感と密接に関連して、「日本は本当に侵略の野心を持っているかどうか今でも分からない⁽⁵¹⁾」という外交組の六月「方案」に端的に表されたように、満州事変の性格や行方に対し、国民政府指導部は事変の十ヶ月後もまだ一点張りの判断

をせず、射幸心を抱いていた。

その上、多くの中国指導者は、「反共という共同立場からも中日和平の基礎を定められるはず」と見て、「反共産主義」における中日両国の「利害の共通性」にも望みをかけていた。⁽⁵²⁾

このような期待感・射幸心と「反共共同立場」への望みの下で、日中紛争が長く続いてきたとは言え、この十ヶ月に於いて、国民政府は明確な対日方針を持っていなかった上、日中問題を解決する方法についても、軍事対決による終結への準備の必要を認識しながらも、それを唯一の道とは思わず、寧ろ平和的解決の可能性を樂觀視していた。⁽⁵³⁾

以上は中共問題の再検討を行うまでの日本観の本音の大方であったが、再検討を経てからは、「対日関係改善への焦慮」とも言える新たな状況が国民政府に生まれた。なぜなら、予想を越えた「共産党の跋扈」の衝撃により、指導部は「此儘ニ推移センカ満州上海両事件未解決ニ依ル混乱状態ヲ利用シ遂ニハ共産党ノ天下カ現出シ將又露国自体ハ直接的ニ支那ヲ支配スルコトモアリ得ヘキ」と危惧感を増し、「満州問題ハ日支両国ノ間ニ速急解決ヲ

遂クルノ要アルヲ痛感」していたからである。⁽⁵⁴⁾

要するに、中国指導部の日本観は、全般に於いてはソ連を日本以上に危惧視し、「一心掃共」という国内政治の特別の必要からは「近ソ」より「近日」のほうがましと見ていた。

この日本観は、既述した国際政治観と国内政治観と相互補完して、国民政府を対ソ回避に拘泥させつつあったとともに、対日政策に於いては、前者と正反対の方向へ転じさせた。

六月中旬、廬山会議は対ソ「現状維持」方針を決めたとともに、対日では「各地ニ於ケル日貨ノ抵制及激烈ナル越軌的反日運動ハ之ヲ禁止シ重大事件ノ再発ヲ防止スル」⁽⁵⁵⁾という原則を定めた。この直後の二二、二三、二四日に、蔣介石は日本への帰任を準備中の駐日公使蔣作賓をわざわざ廬山に呼び、中日問題を詳細に研究した上、「日本に対しては提携主義を採るべき」という方針を確定した。⁽⁵⁶⁾

明らかに、行政院の対ソ復交提議をきっかけに中国指導部は対ソ対日政策の再選択に悩んできたが、最後は対日接近策へと傾斜したのである。

しかし、この対ソ回避・対日接近への決着を見る時、二つのことに留意しなければならないと思う。

まず第一に、この「決着」をもたらした諸要因の中に、国際政治観におけるいわば「英米・国際連盟とソ連と不俱戴天」論と、国内政治観におけるいわば「一心掃共と対ソ接近の両立不可能」論も大きく作用していたが、それよりも、上に紹介した「日本観の本音」が、最も重要な役割を發揮していたと思われる。なぜなら、前二者はただ局部から「対ソ復交をなすべからず」と推量しただけであるのに対して、後者は全般から「対日改善は可能であるので対ソ接近をなさなくても日中問題を解決できる」という最も重要な結論を導き出したからである。外交政策を選ぶ時、「なすべきや否や」と、「なさないこと」はできるや否や」とは、次元が違う。全般から「なさないこと」はできない」と判定した場合、局部的に「なすべからず」と分かってもやむなくやるしかないことはしばしばあるのである。従って、仮にこの日本観が崩れ、「対ソ接近をなさないことはできない」という逆な結論に変えられたならば、前二者の「なすべからず」の推量を持続していても、いまの決着と反対する方向に転じる

可能性があると考えられるのである。

第二に、この日本観は「大黒柱」的な役割を發揮していた一方、自らは相当な脆弱性を内包していた。というのは、この日本観をもたらした一つの重要原因は日本の「満州国」未承認という背景であったが、この背景がいつまで続くについては、主導権は国民政府の手にはなかった。さらに、もう一つの重要原因は、満州事変以来の十ヶ月間の中・日政府間の直接的な接触がほとんど断絶してきたことにあったと考えられるが、故にその大部分の認識は「憶測」的な性格があり、検証の結果次第では変動の可能性が非常に大きかった。

それ故、今後の「対日接近」の実践は、一つの試金石としてこの「決着」の運命を左右することになる。つまり、今までの日本観の内容はこれからの実践に裏付けられたならば、この「決着」の路線が守られるのであるが、逆の結果であったならば、対ソ回避・対日接近政策の「大黒柱」が崩れ、新たな政策の再構築を迫られるのに違いなかった。

主導権を握った日本は、どのような答えを中国に返したのか。

七 「中日直接交渉」の模索と

「共同反ソ反共」の説得

「対日接近」の前駆役の蔣作賓にとって、日本の答えを察知するにはそれほど時間はかからなかった。

「接近」の第一歩として、七月五日帰任した蔣作賓はまず穩健派と目される日本の要人との接触に力を注いだのであるが、二週間足らずの七月十八日に、彼は既に次の感想を日記に綴った。

「いま日本には軍界・政界とも中心的人物がいなくなり、一般の有識者も正義を支持する勇気を失った。政党は戦々恐々し、先輩軍人も少壮派の鼻息を窺うだけである。普通の人々はみんな中風に罹ったようである。国が八方塞がりの危機に墜ちたことを分かっている⁽³⁷⁾。も直言して国を救うことを恐れている」。

しかし、日本での前駆役が悪い予感を抱き始めていたにも関わらず、国内の中国指導部は早くも「対日接近」の次のステップに踏み込んだ。

それは中日直接交渉の模索であった。

満州事変以来、日中問題の国際化への希求と中国「民

意」の反対への顧慮により、国民政府は日本との一對一の直接交渉を拒否し続けたのであるが、蔣作賓の日本帰任からまもなく、蔣介石と汪兆銘は水面下の対日直接交渉を秘密裏に試行することに合意した上、自ら積極的にそれを実行した。

八月二四日、蔣介石は次の極秘電報を蔣作賓に送った。「もし日本当局に方針を多少変更し中日間の親善を改めて図る転機があるなら、中国は直ちに交渉を開始することにする。……日本が誠意を有したら、私は責任を持ってこのことに当たる」⁽⁵⁸⁾。

当時の中国では、日本側が「観測」した通り、「何人か政府当局タルニ論ナク」、対日直接交渉を主張したら、「反対派ハ極力之ヲ攻撃シ政府倒壊ニ利用スヘキコト勿論ナリ」⁽⁶⁰⁾、という状況であった。このような政治風土の中で、軍・政トップの蔣介石の行動に大きな熱意が潜められたのは贅言を要しない。

政府中枢の対日直接交渉への働きかけとは別に、「対日接近」政策を開始した直後、国民党の「西南派」(中国国民党中央執行委員会西南執行部)も、中央の動きに同調し、「日中共(同)反ソ反共」の視点から日本を説得し

ようとしていた。例えば、七月十五日、西南派中心人物の李宗仁は在広東日本総領事代理の須磨弥吉郎にこう語った。

「満州事変以後人民ノ共產党ニ対スル観念著シク変化セル現象ナリ現在知識階級中支那ノ将来ニ関シ自力ヲ信セス又他力タル国際連盟ヲモ信賴セス棄鉢的ニ赤露ニ走ラントスルモノ鮮カラサルカスル現象ハ營支那将来ヲ益々希望薄ノモノトスルノミナラス世界殊ニ日本ニ取り容易ナラサル問題ナレハ日支ノ此ノ問題ヲ解決セントセハ此ノ点ヲモ特ニ考慮ニ容レラレ度シ」。

「中国ニ於ケル軍人トシテ日本ノ陸軍ニ対シ貴官(須磨)御帰京ノ序ヲ以テ日本ノ陸軍ハ支那軍ヲシテ『ソビエト』ニ走ラシメス相共ニ『ソビエト』ヲ敵トシテ戦フ為協調的態度ヲ以テ自分ヲ指導セラルル様希望ストノ趣旨ノ『メッセージ』ヲ是非共御伝ヘ相成度シ」⁽⁶¹⁾。

そして、八月二三日に、国民党元老の鄒魯は、須磨の後任の吉田丹一郎総領事代理に、次の心境を打ち明けた。「自分トシテハ亜細亜ノ問題ハ亜細亜人ニテ解決セヨトノ従来ノ主張ヲ変更スル事ナク徹頭徹尾蘇連邦ト

ノ復交ニ反対スルモノナルカ満州事変以來頼トスル連盟モ無力ナル事漸ク判明シ去リトテ自力更生ノ途モナク対日問題ノ解決ヲ計ラントセハ新ニ何物カノ力ヲ借ル必要アリトシ自然連露容共ノ再現ヲ主張スルモノ多キニ至レル次第ニテ主義トシテ賛成セサル自分モ真向ヨリ右政策ニ反対ヲ唱フル事能ハサル状態ナリ蓋シ孫科ハ目標ヲ対日問題ニ置キテ連露ヲ主張シ居レハナリ。⁽⁶²⁾

だが、蒋介石ら中枢首脳の「中日直接交渉」の熱意も、李宗仁ら西南派の「共同反ソ反共」の「メッセージ」も、この時期の日本にとっては全て「馬耳東風」に等しかつたのである。というのは、「中日直接交渉」を模索するにせよ、「共同反ソ反共」を説得するにせよ、中国の当局者にとって、それはいずれも無原則的な対日屈服ではなく、「一、日本が満州を放棄すること。二、日本が中国の統一を破壊する政策を放棄すること」を目標としていたのであったが、彼らの狙いと裏腹に、日本の支配層は、「陸軍派」と「反陸軍派」とに構わず、遅くとも三月犬養内閣の「滿蒙問題処理方針要綱」の閣議決定以後は、満州国の樹立という点に考えを一致させてきた。そ

れゆえ、蒋介石の「直接交渉」の電報の翌日に、近衛文麿は蔣作賓を訪ね、「西園寺等の意思」として、日本の満州国承認は既に不可避で交渉の余地がなく、「中国はこれに断念するしかない」と伝え、さらに、同じ日に内田外相は「焦土外交」演説を以て日本の決意の堅さを内外に示した。

対日関係の改善に熱中したあまり、日本より上記のシグナルを受けてからも中国指導部は「接近」の努力を諦めきれなかった。八月二十七日、彼らは「日本が満州を放棄すること」という第一目標から一步下げて、中央政治会議秘書長の唐有壬を通して、「日本側ニテ直接交渉ニ絶対反対ナラハ第二ノ措置トシテ少クトモ現状維持ヲ希望ス」と、日本が「満州国」承認さえしなければ、満州問題の解決を後回しにしてもよいとの譲歩案を日本側に伝えた。⁽⁶³⁾が、それも退けられ、九月十五日、日本は満州国を正式に承認することを以て、「現状維持」という国民政府の最後の境界線を越え、その「中日直接交渉」の模索と「共同反ソ反共」の説得に傾注してきた努力を全て徒勞に終わらせた。

中国指導部にとって日本のこの「最も悪逆な犯罪

行為⁽⁶⁶⁾」は、この上ない打撃であった。即ち、ここまで持ちつつあった日本の自浄能力に対する期待感は、「反陸軍派」の第一人者とされた西園寺らの伝言や、議會・内閣の承認採決に見えた日本の「挙国一致」振りにより消され、満州事変の性格や行方に対する射幸心は、「国を焦土にしても此主張を徹す」という日本の宣告により絶やされ、「反共共同立場」への望みは、中国のジレンマを無視した日本の冷淡さにより失われ、最後に、「平和的解決」に対する楽観論は、「満州問題に交渉の余地がない」という日本の態度により潰された。

七月以来の中国の対日再接触の実践とそれに対する日本側の「答え」は、中国指導部の日本観が甘い思い込み過ぎないことを実証した形で、その対ソ回避・対日接近政策を支えてきた「大黒柱」を崩壊させた。

八 「不可侵条約先行」の断念と

「無条件対ソ復交」の決行

それまで、対ソ関係では中国は「不可侵条約先行」方針を堅持してきたが、日本の「満州国」承認を転換点に、国民政府は対ソ政策を再構築しなければならぬ窮境に

落とされてしまった。

それは「大黒柱」の崩壊にもたらされた一連の連鎖的反応に由来した。

まず、全中国の抗日機運は一層激高し、政府のこれまでの対日政策の「軟弱」、「妥協」を非難する声は再び高揚した。中でも特に蔣作賓帰任以来の日中直接交渉の動向より政府の責任を追及する動きは、蔣介石をはじめとする国民政府政策決定層の中核にインパクトを与えていた。⁽⁶⁷⁾

これと相まって、鄒魯の指摘した通り、「頼トスル連盟モ無力ナル事漸ク判明シ去リトテ自力更生ノ途モナク」との現実の中で、日中緊張の再来は「自然連露容共ノ再現」を中国に招いた。例の孫科は、満州問題の解決は極東での日ソ、日米戦争の発生によるほか望みがないと新たに強調していた。⁽⁶⁸⁾

以上の二点は外在的圧力として政府の政策転換を迫っていたが、実際、「軟弱」、「妥協」と非難された国民政府指導部でも、対日接近の挫折により、強硬論に傾いた。⁽⁶⁹⁾そして、平和的解決の可能性を楽観視した時彼らはソ連との国交断絶状態を放置してもよいとの「安心感」を抱

いていたが、いま彼らは、「連ソ」を時期尚早として引き続き否定しながらも、日中の長期敵対が日本の満州国承認により決定されたからには、中国が対ソ関係を改善するほか選択肢がないと見直した。その理由については、後に駐ソ大使となった蔣廷黻は次のように論評したことがある。即ち、「一つの時期に一つの敵に絞る」ことは外交の常識で、日・ソという二つの強大隣国の板挟みに位置している中国は、一方の強隣と生死をかけて対抗し以上、もう一方の強隣と往来を断絶し続けるわけがない。⁽⁷¹⁾と。

この外的要因と内的要因の相互作用の下で、不本意ではあったが、「対ソ接近をなさないことはできない」という以前と逆な結論は他の全ての考慮を圧倒し、九月十九日——日本の「満州国」承認の四日後に、国民政府は「不可侵条約締結先行」方針を断念し、対ソ復交交渉の即時開始を国際連盟中国代表の顔惠慶に訓令した。⁽⁷²⁾

しかし、やむなく復交交渉に踏み切ったとは言え、最初、国民政府は依然「迂回」方法を以てこれまでの対ソ原則を多少とも守ろうと努めた。

この「迂回」方法とは、中ソ国交回復の協定文書に、

「六ヶ月以内に両国間の各懸案を討議しその早期解決を図る」ことと、「目下中ソ両国間の政治経済及びその他の関係は一九二四年五月三十一日北京で締結した各文書及び同年九月二〇日奉天で締結した協定により処理する」こと、という「二要点」を入れさせることであった。⁽⁷³⁾

いわゆる「北京で締結した各文書」と「奉天で締結した協定」は、中ソ国交樹立当時の協定で、「ソ連政府は外蒙古が中華民国の一部分であることを承認する」こと、「相手国の公共秩序と社会組織に反対する宣伝を行わない」こと、「中東鉄道とその全部付属産業は契約満期後にすべて中国政府の所有に無償に帰還する」ことなどの条文があった。⁽⁷⁴⁾言うまでもなく、この二つの協定を再確認させることができるならば、国民政府の従来の主張はある程度間接的に維持し得るのである。

だが、九月二七日ソ連外務人民委員のリトビノフは、中国側の上記の復交協定の案文を拒否し、関係内容を秘密条文にするという顔惠慶の臨時提議をも断った上、中国が無条件の国交回復を渋れば、「ソ連は即刻に満州国を承認する意向がないが、長い時期にそれをしないことも保障し得ない」と警告した。⁽⁷⁵⁾

リトビノフのこの警告はただの脅かしではなかった。実際、日本の「満州国」承認と歩調を合わせるように、この二週間に於いてソ連の親日、親滿的態度は以前よりも一層著しくなつて、中国側を驚かせていた。

九月十八日、ソ連政府の同意の下で、「満州国最初の駐外領事たる露領ブラゴエ・スチエンスク駐在領事」は、任地へ出発した。⁽⁷⁶⁾

二三日、ソ連外務人民委員代理のカラハンは、日本の広田駐ソ大使に満州国領事官のモスクワ駐在の承認を通告した。⁽⁷⁷⁾

同日に、「最近におけるソビエト側の日本に対する協調的態度の一表現」とみられたソビエト石油製品の対日本独占販売に関する協定は、日ソの間で調印された。⁽⁷⁸⁾

リトビノフの警告をソ連のこの一連の行為と照らして、国民政府外交部はその行政院に提出した緊急報告の中に、ついに以下の判断を下した。

「対ソ復交を行わないならば、日ソが更に接近し、現シベリア駐在の我が総領事の地位もさらに不安定になるのである。そして、いまソ連が既に偽国領事官の駐在を同意したので国際法的には事実上の承認に等

しい。もしソ連が更に日本とほかの結託をも進めるとすると、我が国はソ連と国交を回復していない以上、交渉のなすすべもないのである。対して、外交關係を一旦回復したならば、すべての問題にはまだ外交を運用する道が残られる。しかも一九二四年の協定は新たな言及がなくとも法律的には当然ながら依然有効であり、復交後我が国は条約によって抗争し得る。総じて、たとえ無条件での復交と言っても復交遷延よりは有利であろう。」⁽⁷⁹⁾

この外交部の緊急報告の直ぐ後に、もう一つの重大な出来事も国民政府の対ソ政策の更なる転換を催促した。それは十月二日に公表した「リットン報告書」のソ連に関する次なる言及であった。

「本委員会ハ満州ニ於テ露西亞ノ演シタル役割若ハ蘇連邦カ東支鉄道ノ所有者トシテ將又支那ノ北方及東北方ニ於ケル領土ノ所有者トシテ該地域ニ於ケル蘇連邦ノ有スル重大ナル利益ヲ看過スルヲ得ス。蘇連邦ノ重大利益ヲ無視セル解決方法ハ反ツテ將來ニ於ケル平和ヲ攪乱スル危険アリ、從テ永久性ナカルヘキ明カナリ」。「蘇連邦ノ利益ニ対スル考慮」は日中紛争の

「満足ナル解決ノ条件」の一つでなければならぬ。⁽⁸⁰⁾

この対ソ言及は、二つの方面から、復交問題に苦悩している国民政府指導部に大きな影響を与えた。

まず第一に、従来、英米と国際連盟がソ連と不倶戴天であるゆえ、中ソ接近が「国際同情」を失わせるといふ見方は、国民政府の対ソ回避政策をもたらした一大要因として働いてきたが、いまは国際連盟の現地調査委員会のような明言があった以上、「アメリカの対ソ承認はもはや時間の問題にすぎない」という国民政府自らの「度重なる新しい情報」⁽⁸¹⁾もあり、かつてのその心配はほぼなくなった。⁽⁸²⁾

第二に、日本の「満州国」承認後、いかに満州主権の回復不可能を防ぐかは国民政府の焦眉の急となった。九月十九日の対ソ復交交渉決断の第一動機はもともとソ連の追隨承認の阻止にあったのであるが、いま、「リットン報告書」の指摘により、中国指導部はその阻止の成功を満州主権確保の要と見た。この原因について、ある日本外交官の分析は最も的を得ていたと思われる。即ち、国際連盟に於いて、中国の主張を積極的に支持していたのは主として小国側であったが、「来ル理事会開会(前)

ニソ連カ満州国ヲ正式ニ承認セハ同(「リットン」)報告ノ認メテ最大利害關係国トナセル日露両国カ満州国ノ存在ヲ認メタルモノナルニ付満州ニ関シ何等利害ヲ有セサル小国側ノ理論ニ拘泥セル主張モ此ノ事実ノ前ニハ空論ニ終⁽⁸⁴⁾」⁽⁸⁴⁾わるといのである。

このように、これまで国民政府を対ソ回避に拘らせてきた三つの要因のうち、最大要因としての対日期待感は、既に対日接近の挫折により先に幻滅し、もう一つの要因としての「国際同情を失う」への懸念も、いまは「リットン報告書」の言明と中国自らの情報により解消したのみならず、逆に対ソ改善への推進力に生まれ変わった。⁽⁸⁵⁾

いま現在の時点に於いて、唯一残っていたのは「内政的憂慮」、つまり「一心掃共」と「対ソ復交」の政策的矛盾だけであった。

中共掃滅という対内イデオロギー闘争のために対外的危機を放置するか。「日ソ結託」の阻止、ソ連対滿承認の封殺という国権国益の至急要請のために、また、外蒙古、中東鉄道など「全ての問題」に外交を運用する道を残らせるために、内政的苦痛を忍ぶのか。

満州事変以来十余ヶ月にわたる日ソの挟み撃ちにより

もたらされたこの最後の「二者択一」に対し、国民政府指導部は、ジレンマを感じながら最終的に後者を選択した。

十月五日、国民党中央政治会議第三二六回会議は、長時間検討の末、「対ソ無条件復交」を決議した。⁽⁸⁶⁾ その二ヶ月後の十二月十二日、中ソ間の国交は正式に回復した。

結び

満州事変以来中ソ復交までの十五ヶ月において、国民政府は国際的にも国内的にも終始極めて困難な環境に置かれていた。それだけに、その外交政策の再選択の過程には苦渋と動揺が満ち、時間を必要としていた。いまの目から見て為政者が遅疑すぎ、愚鈍すぎであったなどと簡単に叱責できるかもしれないが、彼らの直面していた内外のジレンマを顧み、その身になって考えて見れば、ソ連が「正義」一辺倒ではなかったと同様に、国民政府も「誤謬」一点張りではなかったということが言える。

一方、当時の日本側の当局者は中ソ間の無条件復交を国民政府の連ソ政策の確立と見ていたが、これは間違っ

た見方であった。「復交」と「連ソ」を終始区別してきた国民政府にとって、対ソ無条件復交の最大の着眼点は「日ソ結託」の阻止とソ連の対満承認の封殺といういわば防衛のための緊急必要にあったのであり、中ソ提携による「共同抗日」という進撃的目標はまだ遠く先のことである。なぜなら、遅くとも一九三五年までにはソ連と中共の国民政府打倒政策が継続しており、国民政府の反ソ反共観念と「倭患急、露患緩。露患大、倭患小」⁽⁸⁸⁾の認識も変わっていないからである。

「倭患」の「急」が国民政府の忍耐の限界線以内に止まる時は、国民政府は「患の大小」の考慮を優先して、「近ソ」より「近日」がましという政策を取るが、「倭患」の「急」がその忍耐の限界線を越えた場合は、国民政府は「患の緩急」の考慮を優先して、「急患」を緩和するには「緩患」と接近してもやむ得ないという方針に変える。

この繰り返しは一九三五年日本の華北分離運動まで続いていたが、それを終焉し国民政府を徹底的に「連ソ」に走らせたのは、「復交」せしめたものと同じ、正にこの「倭患」の「急」の動きにあったのであった。

このことから、今日まで持続してきた見方と違い、日本は「中ソ接近の破壊者」ではなくて、最大の「促進者」であったということが言えよう。

- (1) 何漢文編著『中俄外交史』(中華書局、一九三五年、四二八頁)。
- (2) 例えば、李嘉谷「九一八事変後中蘇関係の調整」、『抗日戦争研究』、一九九二年第二期。
- (3) 「国民党中央執行委員会政治會議第二九〇次會議速記録」(一九三二年九月三日)、劉維開編『国民政府処理九一八事変之重要文獻』(以下、『重要文獻』として引用)(台北、中国国民党中央委员会党史委员会、一九九二年)一八一—一八二頁。
- (4) 「国民党中央政治會議特種外交委員會第一次會議記録」(一九三二年九月三〇日)、『重要文獻』、一一八頁。
- (5) 詳細は前掲「国民党中央政治會議特種外交委員會第一次會議記録」。
- (6) 同前。
- (7) 李雲漢『中国国民党史述』(中国国民党中央委员会党史委员会、一九九四年)、第二編三五九—三六〇頁。
- (8) 『国民政府近三年来外交經過紀要』(国民政府外交部、一九二九年)、一八頁。
- (9) 満州里—ハルビン—綏芬河間とハルビン—旅大間の鉄道。日本では東支、東清、北滿鉄道と呼んできた。本稿で

は中国側の名前を使うが、日本側の資料を引用する場合はそのまま日本側の呼び方をする。

- (10) 中共中央「中央通告第四二号」(一九二九年七月二七日)、『紅旗』第三四期。
- (11) 「中国共産党為八一國際赤色日宣言」(一九二九年七月二四日)、中央档案馆編『中共中央文件選集』(中共中央党校出版社、一九九〇年)、第五冊、三八七頁。
- (12) 例えば、一九三二年一月十日、蔣介石は何応欽ら宛の電報(未公刊)の中に、このように断言した。「東三省(満州)問題を解決する以前の対ソ復交は、満蒙を捨てることになるだけでなく、中国全体をも駄目にしてしまう」。
- (13) 『日本外交文書 満州事変』(外務省発行、以下、『外交文書』として引用)第一卷第二冊事項六、第八三、一二一、一二二九号文書を参照。
- (14) 『外交文書』、第二卷第二冊、七一九—七二〇頁。
- (15) 『中央日報』(一九三二年四月二五日)。
- (16) 『外交文書』、第二卷第二冊、七四五頁。
- (17) 中国社会科学院近代史研究所編訳『共産國際有關中国革命的文献資料』(中国社会科学出版社、一九八二年)、第二輯一六六一—一六七頁。
- (18) Документы Внешней Политики СССР (M. 1968), T. 14, стр. 627.
- (19) 外務省『日ソ交渉史』(昭和十七年四月)(巖南堂書店複製版、一九六九年)一三三頁。
- (20) 莫德惠代表致外交部電(一九三一年九月三日)、中

- 華民国外交問題研究会編『中日外交史料叢編』（台北、一九六五年）（一）八二頁。
- (21) 外交部報告（中俄復交問題）（一九三三年九月）、台北、中国国民党中央党史委員會所藏。
- (22) 郭廷以編著『中華民國史事日誌』（中央研究院近代史研究所、一九八四年）、第三冊、八七頁。
- (23) 「共產國際指示——關於反帝鬭爭問題」（一九三二年十二月二十九日）、周文范ほか編『特殊而複雜的問題——共產國際・蘇聯和中国共產黨關係編年史』（湖北人民出版社、一九九三年）二二四頁。
- (24) 中共中央「中央為上海事變給各地黨部的信」（一九三二年二月十五日）、同「請看……！反日鬭爭如何能够得到勝利？」（一九三三年二月二十六日）、『中共中央文件選集』、第八冊、一一〇—一二四頁、一四二—一四五頁。
- (25) 「在爭取中国革命在省与数省的首先勝利中中国共產党内機會主義的動搖」（一九三二年四月四日）、『六大以来』（上）、二二一頁。
- (26) 前掲外交部報告（一九三三年九月）。
- (27) 「國民政府行政院公函（二〇一六号）」及其附属文書（一九三二年五月十一日）、中国国民党中央党史委員會所藏。
- (28) 同前。
- (29) 同前。
- (30) 同前。
- (31) 同前。
- (32) 陳公博「關於中俄復交意見」（一九三三年五月）、中国国民党中央党史委員會所藏。
- (33) 中央政治會議の小委員會で、外交政策の審議と立案を担当する。
- (34) 中央政治會議外交組決議（一九三三年五月十九日）、中国国民党中央党史委員會所藏。
- (35) 中央政治會議外交組「關於中蘇復交問題方案」（一九三三年五月）、中国国民党中央党史委員會所藏。
- (36) 同前。
- (37) 同前。
- (38) 中央政治會議第三三次會議決議（一九三三年六月六日）、中国国民党中央党史委員會所藏。
- (39) 汪兆銘演詞、『中央日報』（一九三三年六月二八日）。
- (40) 前掲汪兆銘演詞。なお、蔣介石「蘇俄在中國」、『總統蔣公思想言論總集』（中国国民党中央党史委員會、一九八四年）第九卷、六一頁。
- (41) 蔣委員長在牯嶺对各軍政長官訓話、『中央日報』（一九三三年六月二四日）。
- (42) 蔣介石「告全国同胞一致安内攘外」（一九三一年七月三日）、『總統蔣公思想言論總集』、第三〇卷、一五〇頁。
- (43) 秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』、第二卷、二〇二—二〇三頁。
- (44) 『大公報』（一九三三年七月五日）。
- (45) 同前。
- (46) 在漢口坂根総領事より齋藤外務大臣宛（廬山會議の経過に関する楊揆一の内話について、昭和七年六月二十二

日)、『外交文書』、第二巻第二冊、七五八頁。

(47) NHK取材班・臼井勝美「張学良の昭和史最後の証言」(角川書店、一九九一年)、一二六頁、「国民党中央政治會議特種外交委員會第三次會議記錄」(一九三二年十月二日)、『重要文獻』、一一一―一六頁。

(48) 「特種外交委員會委員長戴伝賢上中央政治會議報告」、『重要文獻』、二〇六―二〇九頁。

(49) 「中国国民党中央執行委員會政治會議第三〇〇次會議速記録」(一九三二年十二月二九日)、『重要文獻』、二二三―二四頁。

(50) 『總統蔣公思想言論集』、第十巻、五七四頁。

(51) 前掲「關於中蘇復交問題方案」。

(52) 汪兆銘「十年來和平運動經過」、中国国民党中央党史委員會所藏。

(53) 対日の「無方針」状態については、当時の駐日本公使蔣作賓の日記(一九三二年三月二九日、四月十日の条)、北京師範大学・上海市档案馆編『蔣作賓日記』(江蘇古籍出版社、一九九〇年)四三三、四二七頁。平和的解決の案観論については、例えば、国民党中央政治會議第三〇〇次會議に於いて、「民意」の反対を振り切って「対日直接交渉を行えば、今のような嚴重の局面はすぐ打開できる」という見方は示されていた。

(54) 在香港桑折総領事代理より内田外務大臣宛(満州問題および上海事件等に関する孫科との会談について、昭和七年七月十八日)、『外交文書』、第二巻第二冊、七七二―七七

七三頁。

(55) 前掲「在漢口坂根総領事より斎藤外務大臣宛」。

(56) 『蔣作賓日記』(一九三二年六月二二、二三、二四日の条)、四四七頁。

(57) 『蔣作賓日記』(一九三二年七月十八日の条)、四五三頁。

(58) 在上海矢野臨時公使より内田外務大臣宛(機密公第一五七号「唐有壬堀内への内話の件」、昭和七年八月三〇日)、『外交文書』、第二巻第二冊、八〇二―八〇四頁。

(59) 沈雲龍編著「黄膺白先生年譜長編」(下冊)(聯経出版事業公司、一九七六年)四九七頁。

(60) 『外交文書』、第三巻、八七頁。

(61) 『外交文書』、第二巻第二冊、七七〇頁。

(62) 同前書、七九九―八〇〇頁。

(63) 蔣介石より黄郛宛電報(一九三二年八月二七日)、『黄膺白先生年譜長編』(下冊)、四九八頁。

(64) 蔣作賓より国民政府外交部宛電報(一九三二年八月二五日)、『中日外交史料叢編』(五)、四〇頁。

(65) 前掲機密公第二五七号「唐有壬堀内への内話の件」。

(66) 「国民政府外交部致九国公約当事国照会」(一九三二年九月十六日)、『中日外交史料叢編』(五)、五二頁。

(67) 『大公報』(一九三二年九月十八日)。

(68) 『東京朝日新聞』(昭和七年九月二五日)。

(69) 蔣介石は九月九日に既に「対日強硬」を主張する電報を蔣作賓に出した。『蔣作賓日記』四七二頁。

- (70) 蔣介石は「日本を討つためにはソ連と組まなければならない」と認めたが、それは共産党を徹底的に潰してから
はじめて実行できると強調した。陳公博『苦笑録』(一九
三九年)、日本語版は岡田西次訳『中国国民党秘史——苦
笑録・八年來の回顧』(講談社、一九八〇年)、二七六頁。
- (71) 『独立評論』第三二二号(一九三二年二月)。
- (72) 前掲外交部報告(一九三三年九月)。
- (73) 外交部「復交換文稿」(一九三二年九月二十三日ソ連に
提出)、中国国民党中央党史委員会所蔵。
- (74) 詳細は王鉄崖編『中外旧約章彙編』第三冊(三聯書店、
一九六二年)四三—四二五頁、四六六—四七〇頁。
- (75) 前掲外交部報告(一九三三年九月)。
- (76) 『東京朝日新聞』(昭和七年九月一八日)。
- (77) 外務省編『日本外交年表並主要文書』(下)(原書房、
一九八八年第六版)、「年表」七二頁。
- (78) 『東京朝日新聞』(昭和七年九月二十五日)。
- (79) 前掲外交部報告(一九三三年九月)。
- (80) 『日本外交年表並主要文書』、二二七—二二八頁。
- (81) 前掲外交部報告(一九三三年九月)。
- (82) 「外交部關於中蘇復交問題的報告」(一九三三年十二
月)、中國第二歷史檔案館所蔵。
- (83) 前掲外交部報告(一九三三年九月)。
- (84) 在仏國長岡(春一)大使より内田外務大臣宛(昭和七
年十月(二五)日)、『外交文書』、第三卷、二三頁。
- (85) 前掲「外交部關於中蘇復交問題的報告」(一九三三年
十二月)。
- (86) 中央政治會議第三二六次會議記錄(一九三三年十月五
日)、中国国民党中央党史委員会所蔵。
- (87) 外務省と陸軍省はともにそう見ていた。詳細は『東京
朝日新聞』(昭和七年十二月十四日(夕刊)、十六日(夕
刊)、二四日)。
- (88) 蔣介石日記(一九三三年七月七日)、中華民國史料研
究中心編『先總統蔣公有關論述與史料』(台北、一九八五
年)九頁。

(一橋大学助手)